

広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則をここに公布する。
平成十五年十月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第六十九号

広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

広島県公害防止条例施行規則（昭和四十七年広島県規則第三号）の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 生活環境の保全等に関する措置
 - 第一節 大気環境の保全
 - 第一款 ばい煙の排出に関する規制（第三条 第十二条）
 - 第二款 粉じんに関する規制（第十三条 第十七条）
 - 第二節 水環境の保全
 - 第一款 水質の汚濁に関する規制（第十八条 第二十六条）
 - 第二款 有害物質の地下浸透の禁止（第二十七条）
 - 第三節 土壌環境の保全（第二十八条 第三十三条）
 - 第四節 騒音の防止
 - 第一款 騒音関係特定事業場に関する規制（第三十四条 第四十条）
 - 第二款 特定建設作業に関する規制（第四十一条 第四十四条）
 - 第三款 音響機器音に関する規制（第四十五条）
 - 第五節 悪臭の防止（第四十六条 第五十二条）
 - 第六節 自動車排出ガス等の削減（第五十三条 第五十八条）
 - 第七節 化学物質の適正管理（第五十九条・第六十条）
 - 第八節 資源の循環的な利用及び廃棄物の適正処理
 - 第一款 資源の循環的な利用（第六十一条 第六十六条）
 - 第二款 廃棄物の減量化の促進（第六十七条 第七十条）
 - 第三款 廃棄物の適正処理の推進（第七十一条）
 - 第九節 その他の生活環境の保全等（第七十二条）
 - 第三章 地球温暖化の防止（第七十三条 第七十五条）
 - 第四章 雑則（第七十六条 第七十八条）
- 附則
- 第一章 総則
 - （趣旨）
 - 第一条 この規則は、広島県生活環境の保全等に関する条例（平成十五年広島県条例第三十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
 - （用語）
 - 第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。
- 第二章 生活環境の保全等に関する措置
 - 第一節 大気環境の保全
 - 第一款 ばい煙の排出に関する規制

(大気関係有害物質)

第三条 条例第二条第四号ハの規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 アンモニア
- 二 ふっ素及びその化合物
- 三 シアン及びその化合物
- 四 一酸化炭素
- 五 ホルムアルデヒド
- 六 硫化水素
- 七 塩化水素
- 八 二酸化窒素
- 九 二酸化硫黄
- 十 塩素
- 十一 二硫化炭素
- 十二 フェノール
- 十三 硫酸(三酸化硫黄を含む。)
- 十四 黄りん
- 十五 鉛及びその化合物
- 十六 アセトアルデヒド

(ばい煙関係特定施設)

第四条 条例第二条第六号の規則で定める施設は、別表第一の中欄に掲げる施設とし、同表の下欄に規模又は能力について定めがある施設については、その規模又は能力がそれぞれ同欄に該当するものに限るものとする。ただし、次に掲げる施設を除く。

- 一 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二条第二項本文に規定する鉱山に設置される施設

二 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十四号に規定する電気工作物

三 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十二項に規定するガス工作物

(硫酸酸化物の規制基準等)

第五条 条例第七条第二項の規則で定める硫酸酸化物の規制基準並びに同項第一号イの規則で定める地域の区分及び排出口の高さの補正方法は、別表第二のとおりとする。

(ばいじんの規制基準)

第六条 条例第七条第二項の規則で定めるばいじんの規制基準は、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、別表第三の中欄に掲げる施設の種類ごとに同表の下欄に掲げるばいじんの量とする。

(大気関係有害物質の規制基準)

第七条 条例第七条第二項の規則で定める大気関係有害物質(大気関係特定有害物質を除く。)の規制基準は、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、別表第四の第二欄に掲げる大気関係有害物質の種類及び同表の第三欄に掲げる施設の種類ごとに同表の第四欄に掲げる大気関係有害物質の量とする。

(ばい煙関係特定施設の設置等の届出)

第八条 条例第八条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定による届出は、別記様式第一号による届出書によつてしなければならない。

2 条例第八条第二項（条例第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 ばい煙の排出の方法
- 二 ばい煙関係特定施設及びばい煙処理施設（ばい煙関係特定施設において発生するばい煙を処理するための施設及びこれに附属する施設をいう。）の設置場所
- 三 ばい煙の発生及びばい煙の処理に係る操業の系統の概要
- 四 煙道に排出ガスの測定箇所が設けられている場合は、その場所
（氏名の変更等の届出）

第九条 条例第十三条の規定による届出は、条例第八条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては別記様式第二号、ばい煙関係特定施設の使用の廃止に係る場合にあつては別記様式第三号による届出書によつてしなければならない。

（承継の届出）
第十条 条例第十四条第三項の規定による届出は、別記様式第四号による届出書によつてしなければならない。
（届出書の提出部数等）

第十一条 条例第八条第一項、第九条第一項、第十条第一項、第十三条又は第十四条第三項の規定による届出は、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

2 二以上のばい煙関係特定施設についての前項の届出は、当該二以上のばい煙関係特定施設が同一の工場又は事業場に設置されているものであり、かつ、その種類（別表第一の項ごとの区分をいう。）が同一である場合に限り、その種類ごとに一の届出書によつて届出をすることができる。

（ばい煙量等の測定）

第十二条 条例第十七条の規定によるばい煙量又はばい煙濃度の測定及びその結果の記録は、次に定めるところによる。

- 一 硫黄酸化物に係るばい煙量の測定は、ばい煙関係特定施設において発生し、排出口から大気中に排出されるばい煙量が、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算して毎時十立方メートル以上のばい煙関係特定施設について、別表第二の付表一の備考第二項に掲げる硫黄酸化物に係るばい煙量の測定法により、二月を超えない作業期間ごとに一回以上行うこと。

二 硫黄酸化物に係るばい煙関係特定施設において使用する燃料の硫黄含有率の測定は、別表第二の付表一の備考第二項第二号に掲げる硫黄含有率の測定法により行うこと。ただし、当該使用する燃料の硫黄含有率が他の方法により確認できるときは、この限りでない。

三 ばいじんに係るばい煙濃度の測定は、別表第三の備考第一項及び第二項に掲げる測定法により、二月を超えない作業期間ごとに一回以上（排出ガス量（ばい煙関係特定施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量をいう。以下次号において同じ。）が毎時四万立方メートル未満のばい煙関係特定施設に係る測定については、年二回以上）一年間につき継続して休止する期間（前年から引き続き休止し、かつ、その

期間のうち前年に属する期間が六月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。）が六月以上のばい煙関係特定施設に係る測定については、年一回以上）行うこと。

四 大気関係有害物質に係るばい煙濃度の測定は、別表第四の付表に掲げる測定法により、排出ガス量が毎時四万立方メートル以上のばい煙関係特定施設に係る測定については二月を超えない作業期間ごとに一回以上、排出ガス量が毎時四万立方メートル未満五千立方メートル以上のばい煙関係特定施設に係る測定については年二回以上（一年間につき継続して休止する期間（前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が六月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。）が六月以上のばい煙関係特定施設に係る測定については、年一回以上）行うこと。

五 前各号の測定の結果は、別様式第五号によるばい煙量等測定記録表により記録し、その記録を三年間保存すること。

第二款 粉じんに関する規制

（粉じん関係特定施設）

第十三条 条例第二条第七号の規則で定める施設は、別表第五の中欄に掲げる施設とし、同表の下欄に規模又は能力について定めがある施設については、その規模又は能力がそれぞれ同欄に該当するものに限るものとする。ただし、第四条各号に掲げる施設を除く。

（粉じん関係特定施設の構造等に関する基準）

第十四条 条例第二十一条第一項の規則で定める構造並びに使用及び管理に関する基準は、別表第六に掲げるとおりとする。

（粉じん関係特定施設の設置等の届出）

第十五条 条例第十九条第一項若しくは第三項又は第二十条第一項の規定による届出は、別様式第六号による届出書によってしななければならない。

2 条例第十九条第二項（条例第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 粉じん関係特定施設の配置図
- 二 粉じんを処理し、又は粉じんの飛散を防止するための施設の配置図
- 三 粉じんの発生及び粉じんの処理に係る操業の系統の概要を説明する書類

（準用）

第十六条 第九条及び第十条の規定は、条例第二十三条第一項において準用する条例第十三条及び第十四条第三項の規定による届出について準用する。

第十七条 第十一条の規定は、条例第十九条第一項及び第三項、第二十条第一項並びに第二十三条第一項において準用する条例第十三条及び第十四条第三項の規定による届出について準用する。

第二節 水環境の保全

第一款 水質の汚濁に関する規制

（人の健康に係る被害が生じるおそれがある物質等）

第十八条 条例第二条第八号イの規則で定める水質関係有害物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 シアン化合物
- 三 有機りん化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、

ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）に限る。）

- 四 鉛及びその化合物
- 五 六価クロム化合物

六 砒素及びその化合物

七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物

八 ポリ塩化ビフェニル

九 トリクロロエチレン

十 テトラクロロエチレン

十一 ジクロロメタン

十二 四塩化炭素

十三 一・二 ジクロロエタン

十四 一・一 ジクロロエチレン

十五 シス 一・二 ジクロロエチレン

十六 一・一・一 トリクロロエタン

十七 一・一・二 トリクロロエタン

十八 一・三 ジクロロプロペン

十九 テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）

二十 ニクロロ 四・六 ビス（エチルアミノ） s トリアジン（別名シマジン）

二十一 S 四 クロロベンジル" N・N ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）

ルブ）

二十二 ベンゼン

二十三 セレン及びその化合物

2

条例第二条第八号口の規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。

一 水素イオン濃度

二 生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量

三 浮遊物質

四 ノルマルヘキサン抽出物質含有量

五 フェノール類含有量

六 銅含有量

七 亜鉛含有量

八 溶解性鉄含有量

九 溶解性マンガ含有量

十 クロム含有量

十一 ふっ素含有量

十二 大腸菌群数

十三 温度、外観、透視度及び臭気

（汚水等関係特定施設）

第十九条 条例第二条第八号の規則で定める施設は、別表第七に掲げる施設とする。

(条例第三十二条第二項の規則で定める施設)

第二十条 条例第三十二条第二項(条例第三十三条第二項において準用する場合を含む。)の規則で定める施設は、別表第七の三の項に掲げる施設とする。

(排出水の汚染状態に係る規制基準)

第二十一条 条例第七条第二項の規則で定める排出水の汚染状態についての規制基準は、水質関係有害物質による汚染状態にあつては別表第八の中欄に掲げる水質関係有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとし、同項第二号口の項目に係る汚染状態にあつては別表第九の中欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第七号に規定する排水区域内に所在する汚水等関係特定事業場(別表第七の五の項に掲げる施設を設置するものを除く。)に係る排出水については、当該排水区域の公共下水道に設置された終末処理場に係る放流水の水質基準(下水の処理方法を異にする二以上の終末処理場がある場合にあつては、それぞれの終末処理場に係る放流水の水質基準のうち、最も厳しいもの)が前項の水質関係有害物質の種類又は項目について同項の規制基準より厳しいものである場合にあつては、同項の規定にかかわらず、その水質基準を当該物質又は項目に係る規制基準とする。

(汚水等関係特定施設の設定等の届出)

第二十二条 条例第二十五条、第二十六条又は第二十七条の規定による届出は、別記様式第七号による届出書によつてしなければならない。

2 条例第二十五条第七号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 排出水の汚染状態及び量

二 用水及び排水の系統

(氏名の変更等の届出)

第二十三条 条例第三十条の規定による届出は、条例第二十五条第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては別記様式第二号、汚水等関係特定施設の使用の廃止に係る場合にあつては別記様式第三号による届出書によつてしなければならない。

(承継の届出)

第二十四条 条例第三十一条第三項の規定による届出は、別記様式第四号による届出書によつてしなければならない。

(届出書の提出部数等)

第二十五条 条例第二十五条から第二十七条まで、第三十条又は第三十一条第三項の規定による届出は、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

2 別表第七の五の項に掲げる汚水等関係特定施設に係る条例の規定による届出は、これに相当する水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)の規定による届出をもつて足りるものとする。

(排出水の汚染状態の測定)

第二十六条 条例第三十四条第一項の規定による排出水の汚染状態の測定及びその結果の記録は、次に定めるところによる。

一 当該汚水等関係特定事業場の排出水に係る規制基準に定められた事項について、当該規制基準の検定方法により行うこと。

二 測定の結果は、別記様式第八号による水質測定記録表により記録し、その記録を二年間保存すること。

第二款 有害物質の地下浸透の禁止

(水質関係有害物質を含む水の要件)

第二十七条 条例第三十六条の規則で定める要件は、水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六年総理府令第二号)第六条の二の規定により環境大臣が定める方法により水質関係有害物質による汚染状態を検定した場合において、当該水質関係有害物質が検出されることとする。

第三節 土壌環境の保全

(土地履歴調査)

第二十八条 条例第四十条第一項の規定による土地履歴調査は次に掲げる事項について行うものとし、その調査結果の報告は、別記様式第九号によってしなければならない。

- 一 土地の改変をしようとする土地における過去の土壌関係特定事業場の設置状況その他の土地の利用の履歴
- 二 当該土壌関係特定事業場において製造され、使用され、又は処理されていた土壌関係特定有害物質の種類
- 三 土壌関係特定有害物質の取扱い、排出及び保管の状況

(土壌関係特定事業場)

第二十九条 条例第四十条第一項の規則で定める土壌関係特定事業場は次に掲げるものとする。

- 一 汚水等関係特定事業場(土壌関係特定有害物質を取り扱ったことのあるものに限る。)
- 二 ガソリンスタンド
- 三 射撃場

(土壌汚染確認調査)

第三十条 条例第四十条第二項の規定による土壌汚染確認調査は、過去に取り扱っていた土壌関係特定有害物質(当該土壌関係特定有害物質が土壌汚染対策法施行令(平成十四年政令第三百三十六号)第一条第十四号又は第十六号から第十八号までに掲げる特定有害物質である場合は、土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下この節において「法施行規則」という。)(第一条第一項各号に掲げる特定有害物質の区分に応じ、当該各号に定める特定有害物質を含む。)(について、次の各号に掲げる特定有害物質の種類に応じ、当該各号に定める試料の採取及び測定を行うこととする。)

- 一 法施行規則第四条第三項第二号イに規定する第一種特定有害物質 土壌中の気体の採取及び当該気体に含まれる土壌関係特定有害物質の量の測定(以下「土壌ガス調査」という。)(並びに土壌の採取及び当該土壌に水を加えた場合に溶出する土壌関係特定有害物質の量の測定(以下「土壌溶出量調査」という。)(。ただし、土壌ガス調査の結果、土壌中の気体から土壌関係特定有害物質が検出されない場合は、土壌溶出量調査を行うことを要しない。

二 法施行規則第五条第一項第二号に規定する第二種特定有害物質 土壌溶出量調査並び

に土壤の採取及び当該土壤に含まれる土壤関係特定有害物質の量の測定（以下「土壤含有量調査」という。）

三 法施行規則第五条第一項第三号に規定する第三種特定有害物質 土壤溶出量調査
2 土壤ガス調査の方法は、知事が定める指針（以下「土壤汚染対策指針」という。）に定める方法により土壤中の気体の採取を行い、法施行規則第五条第二項第二号に規定する環境大臣が定める方法により測定することとする。

3 土壤溶出量調査の方法は、土壤汚染対策指針に定める方法により土壤の採取を行い、法施行規則第五条第三項第四号に規定する環境大臣が定める方法により測定することとする。
4 土壤含有量調査の方法は、土壤汚染対策指針に定める方法により土壤の採取を行い、法施行規則第五条第四項第二号に規定する環境大臣が定める方法により測定することとする。

5 条例第四十条第二項の規定による届出は、別記様式第十号によってしなければならない。
（土壤の汚染状況に係る基準）

第三十一条 条例第四十条第三項の規則で定める基準は次に掲げるとおりとする。

- 一 土壤溶出量調査に関するものは、法施行規則第十八条第一項に定める基準
- 二 土壤含有量調査に関するものは、法施行規則第十八条第二項に定める基準

（汚染拡散防止計画書）

第三十二条 条例第四十条第三項の汚染拡散防止計画書は、土壤汚染対策指針に定めるところにより、次に掲げる事項について作成し、別記様式第十一号によって提出しなければならない。

- 一 土地の汚染の状況
- 二 汚染の拡散防止を行う区域
- 三 汚染の拡散防止の方法
- 四 汚染土壤の搬出の有無及び搬出先
- 五 汚染の拡散防止措置の開始及び終了の時期
- 六 汚染の拡散防止措置の期間中の環境保全対策

（汚染拡散防止計画書に関する基準）

第三十三条 条例第四十一条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 土地の改変の実施に当たり、汚染土壤又は土壤関係特定有害物質の飛散、揮散又は流出を防止するために必要な措置を講じること。
- 二 土地の改変の実施に当たり、汚染土壤（第三十一条第一号の基準に係るものに限る。）が当該土地内の帯水層に接しないようにすること。
- 三 土地の改変を行った後、土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第七条第四項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生じるおそれがないようにすること。
- 四 掘削した汚染土壤を土地の改変をしようとする土地の外へ搬出する場合には、法施行規則第三十六条第四号イからハまでに規定する措置を講じること。

第四節 騒音の防止

第一款 騒音関係特定事業場に関する規制

（騒音関係特定施設）

第三十四条 条例第二条第九号の規則で定める施設は、別表第十の中欄に掲げる施設とし、

同表の下欄に規模又は能力について定めがある施設については、その規模又は能力がそれぞれ同欄に該当するものに限るものとする。ただし、次に掲げる施設を除く。

- 一 鉱山保安法第二条第二項に規定する鉱山に設置される施設
- 二 第四条第二号及び第三号に掲げる施設。ただし、需要設備（電気を使用するために、その使用の場所と同一の構内（発電所又は変電所の構内を除く。）に設置する電気工作物の総合体をいう。）のうち電圧一万ボルト未満の機器を除く。

（工場騒音の規制基準）

第三十五条 条例第七条第二項の規則で定める工場騒音の規制基準は、別表第十一の上欄に掲げる区域の区分及び同表の中欄に掲げる時間の区分ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

（騒音関係特定施設の設置等の届出）

第三十六条 条例第四十五条第一項又は第四十六条第一項の規定による届出は、別記様式第十二号による届出書によってしなければならない。

2 条例第四十五条第一項第五号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 工場又は事業場の事業内容
- 二 常時使用する従業員数
- 三 騒音関係特定施設の型式及び公称能力
- 四 騒音関係特定施設の種類の通常の日における使用の開始及び終了の時刻

3 条例第四十五条第二項（条例第四十六条第二項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、騒音関係特定事業場及びその付近の見取図とする。

（騒音関係特定施設の種類の数等の変更の届出）

第三十七条 条例第四十七条第一項の規定による届出は、条例第四十五条第一項第三号に掲げる事項の変更の届出にあつては別記様式第十三号、同項第四号に掲げる事項の変更の届出にあつては別記様式第十四号による届出書によってしなければならない。

2 条例第四十五条第一項第三号に掲げる事項の変更に係る届出書には、当該変更に係る騒音関係特定施設の種類のごとに前条第二項第三号及び第四号に掲げる事項を記載しなければならない。

3 条例第四十七条第一項ただし書の規則で定める範囲は、条例第四十五条第一項、第四十六条第一項又は第四十七条第一項の規定による届出に係る騒音関係特定施設の種類の数と数を減少する場合及びその数を当該騒音関係特定施設の種類のに係る直近の届出により届けた数の二倍以内の数に増加する場合とする。

（氏名の変更等の届出）

第三十八条 条例第四十九条の規定による届出は、条例第四十五条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更の届出にあつては別記様式第二号、騒音関係特定事業場に設置する騒音関係特定施設のすべての使用の廃止の届出にあつては別記様式第三号による届出書によってしなければならない。

（承継の届出）

第三十九条 条例第五十条第三項の規定による届出は、別記様式第四号による届出書によってしなければならない。

（届出書の提出部数）

第四十条 条例第四十五条第一項、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第四十九条又は第五十条第三項の規定による届出は、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

第二款 特定建設作業に関する規制

(特定建設作業)

第四十一条 条例第二条第十号の規則で定める作業は、別表第十二に掲げる作業とする。ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるもの及び騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二条第三項に規定する特定建設作業であつて同法第三条第一項の規定により指定された地域内において行われるものを除く。

(特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準)

第四十二条 条例第五十四条第一項の規則で定める基準は、別表第十三に掲げるとおりとする。

(特定建設作業の実施の届出)

第四十三条 条例第五十三条第一項又は第二項の規定による届出は、別記様式第十五号による届出書によつてしなければならない。

2 条例第五十三条第一項第五号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 建設工事の名称並びに発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- 二 特定建設作業の種類
- 三 特定建設作業に使用される別表第十二に規定する機械の名称、型式及び仕様
- 四 特定建設作業の開始及び終了の時刻
- 五 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- 六 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所並びに下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 3 条例第五十三条第三項の規則で定める書類は、特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示したものとする。

(準用)

第四十四条 第四十条の規定は、条例第五十三条第一項及び第二項の規定による届出について準用する。

第三款 音響機器音に関する規制

(音響機器音の規制基準)

第四十五条 条例第七条第二項の規則で定める音響機器音の規制基準は、別表第十四の上欄に掲げる区域の区分及び同表の中欄に掲げる時間の区分ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

第五節 悪臭の防止

(悪臭関係特定施設)

第四十六条 条例第二条第十一号の規則で定める施設は、別表第十五の中欄に掲げる施設とし、同表の下欄に規模又は能力について定めがある施設については、その規模又は能力がそれぞれ同欄に該当するものに限るものとする。

(悪臭の規制基準)

第四十七条 条例第七条第二項の規則で定める悪臭の規制基準は、臭気が悪臭関係特定事業場の周辺の多数の住民に対し、著しい不快感を与えると認められる程度とする。

(悪臭関係特定施設の設置等の届出)

第四十八条 条例第六十三条第一項又は第六十四条第一項の規定による届出は、別記様式第十六号による届出書によってしなければならない。

2 条例第六十二条第一項第七号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 工場又は事業場の事業内容
- 二 常時使用する従業員数
- 三 悪臭関係特定施設の型式及び公称能力並びに家畜の収容施設にあつては、その収容頭羽数

四 悪臭関係特定施設の種類の種類ごとの通常の日における使用の開始及び終了の時刻

3 条例第六十三条第二項(条例第六十四条第二項及び第六十五条第二項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、悪臭関係特定事業場及びその付近の見取図とする。

(悪臭関係特定施設の数等の変更の届出)

第四十九条 条例第六十五条第一項の規定による届出は、条例第六十三条第一項第三号又は第四号に掲げる事項の変更の届出にあつては別記様式第十七号、同項第五号又は第六号に掲げる事項の変更の届出にあつては別記様式第十八号による届出書によってしなければならない。

2 条例第六十五条第一項ただし書の規則で定める範囲は、条例第六十三条第一項、第六十四条第一項又は第六十五条第一項の規定による届出に係る悪臭関係特定施設の種類の数減少する場合及びその数を当該悪臭関係特定施設の種類の数に係る直近の届出により届け出た数の二倍以内の数に増加する場合とする。

(氏名の変更等の届出)

第五十条 条例第六十七条の規定による届出は、条例第六十二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更の届出にあつては別記様式第一号、悪臭関係特定事業場に設置する悪臭関係特定施設のすべての使用の廃止の届出にあつては別記様式第三号による届出書によってしなければならない。

(承継の届出)

第五十一条 条例第六十八条第三項の規定による届出は、別記様式第四号による届出書によってしなければならない。

(届出書の提出部数)

第五十二条 条例第六十三条第一項、第六十四条第一項、第六十五条第一項、第六十七条又は第六十八条第三項の規定による届出は、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

第六節 自動車排出ガス等の削減

(駐車場の規模)

第五十三条 条例第七十三条の規則で定める規模は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 自動車(駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)第一条第四号に規定する自動車をい

う。以下この条において同じ。）の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル以上のもの

二 自動車の収容能力が四十台以上のもの

（自動車使用台数）

第五十四条 条例第七十四条第一項の規則で定める台数は、五十台とする。

（自動車使用合理化計画書）

第五十五条 条例第七十四条第一項の規定による自動車使用合理化計画書は、次に掲げるところにより作成するものとする。

一 次に掲げる事項について記載するものであること。

イ 自動車の使用合理化及び低公害車等の導入に係る事項

ロ ディーゼル車の排出ガス低減装置等の装着に係る事項

ハ 自動車の適正な点検及び整備の実施に係る事項

ニ 自動車の燃料使用の低減に資する運転に係る事項

ホ 自動車使用合理化に資する従業員教育に係る事項

二 計画の対象期間は、特定事業者が適切と認める複数年の年次計画として定め、当該計画期間が満了したとき、又は計画の内容を大幅に変更する必要があるときは、計画の改定を行うものであること。

（自動車使用合理化計画書の公表の方法）

第五十六条 条例第七十四条第二項の規則で定める方法は、インターネットの利用、年次報告書等の書面への掲載その他の特定事業者が適切と認める方法とする。

（実施した措置の公表）

第五十七条 条例第七十四条第四項の規定による公表は、インターネットの利用、年次報告書等の書面への掲載その他の特定事業者が適切と認める方法により、その前年度分の実績について、毎年六月三十日までにを行うこととする。

（環境への負荷に関する項目）
第五十八条 条例第七十五条の規則で定める環境への負荷に関する項目は次に掲げる項目とする。

一 窒素酸化物の量

二 一酸化炭素の量

三 炭化水素の量（天然ガス自動車については、非メタン炭化水素の量に代えることができる。）

四 粒子状物質の量（軽油を燃料とする自動車に限る。）

五 黒煙の量（軽油を燃料とする自動車に限る。）

六 加速走行騒音の大きさ

七 燃料の種類及び燃料消費率

八 その他の環境負荷に関する項目

第七節 化学物質の適正管理

（化学物質自主管理計画書）

第五十九条 条例第七十七条第一項の規定による化学物質自主管理計画書は、次に掲げるところにより作成するものとする。

一 次に掲げる事項について記載するものであること。

イ 化学物質管理の方針

ロ 社内の化学物質管理体制

ハ 化学物質の排出量等削減目標及びその達成措置

ニ 従業員の化学物質の教育・訓練に係る事項

ホ 化学物質に関する住民との相互理解に係る事項

ヘ 化学物質に係る事故時の措置

ト その他化学物質の適正管理に必要な事項

二 計画の対象期間は、第一種指定化学物質等取扱事業者が適切と認める複数年の年次計画として定め、当該計画期間が満了したとき、又は計画の内容を大幅に変更する必要があるときは、計画の改定を行うものであること。

(公表の方法)

第六十条 条例第七十七条第二項の規則で定める方法は、インターネットの利用、年次報告書等の書面への掲載その他の第一種指定化学物質等取扱事業者が適切と認める方法とする。

第八節 資源の循環的な利用及び廃棄物の適正処理

第一款 資源の循環的な利用

(登録要件)

第六十一条 条例第七十九条第二項の規則で定める要件は、次のとおりとする。

一 県内で生産等をされるリサイクル製品であること。

二 その全部又は一部に県内で発生する再生資源等を用いて生産等をされるリサイクル製品であること。

三 申請時において既に県内で販売されているリサイクル製品であること。

四 当該リサイクル製品の使用又は購入を推奨することが県内における資源の循環的な利用及び廃棄物の減量化等のために適当であると認められること。

五 その他知事が別に定める基準を満たしていること。

(登録の申請)

第六十二条 条例第八十条第一項の規定による申請は、別記様式第十九号によってしなければならない。

(登録の有効期間)

第六十三条 条例第八十条第二項の規則で定める期間は、三年間とする。

(登録の表示)

第六十四条 条例第八十一条の規定による表示は、「広島県登録リサイクル製品」の文字の表示により行うものとする。

(変更の届出等)

第六十五条 条例第八十二条の規定による届出は、別記様式第二十号によってしなければならない。

(軽微な変更)

第六十六条 条例第八十二条ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものの変更以外のものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- 二 品目名
- 三 製品名

四 製造加工場の所在地及び名称

五 製品の原材料となる再生資源等の状況

六 第六十一条第五号の規定により知事が別に定める基準への適合状況

第二款 廃棄物の減量化の促進

(多量排出事業者)

第六十七条 条例第八十五条第一項の規則で定める事業者は、前年度の産業廃棄物の発生量が五百トン以上である事業場を設置している事業者とする。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条の三に規定する事業者を除く。

(産業廃棄物処理計画書)

第六十八条 条例第八十五条第一項の産業廃棄物処理計画書は、次に掲げるところに従い作成し、別記様式第二十一号を添えて、当該年度の六月三十日までに提出するものとする。

一 当該事業場において現に行っている事業の概要を記載するものであること。

二 次に掲げる事項を定めるものであること。

イ 計画期間

ロ 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

ハ 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

ニ 産業廃棄物の分別に関する事項

ホ 産業廃棄物の再生利用に関する事項

ヘ 産業廃棄物の処理に関する事項

(産業廃棄物処理計画実施状況報告書)

第六十九条 条例第八十五条第二項の産業廃棄物処理計画実施状況報告書は、別記様式第二十二号により作成し、翌年度の六月三十日までに提出するものとする。

(公表)

第七十条 条例第八十五条第三項の規定による公表は、同条第一項の産業廃棄物処理計画書及び同条第二項の産業廃棄物処理計画実施状況報告書の内容を一年間公衆の縦覧に供することにより行うものとする。

第三款 廃棄物の適正処理の推進

(能力の確認方法)

第七十一条 条例第八十六条の規則で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

一 受託者から運搬車両、保管施設、処理施設等の状況を聴取する方法

二 受託者の運搬車両、保管施設、処理施設等を実地に調査する方法

三 その他前二号と同等以上に受託者の能力を確認できる方法

第九節 その他の生活環境の保全等

(屋外燃焼行為を禁止する物質等)

第七十二条 条例第八十九条の規則で定める物質は、次に掲げる物であつて廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百二十七号）第二条第一項に規定する廃棄物に該当しないものとする。

一 プラスチック類

- 二 ゴム
- 三 油
- 四 木
- 五 紙
- 六 繊維
- 七 皮革

2 条例第八十九条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合であつて、ダイオキシン類、ばい煙又は悪臭の発生を最小限にする方法により燃焼させるときとする。

- 一 地域的慣習による催し、宗教上の儀式・行事、消防防災訓練その他社会生活において相当と認められる場合において燃焼させる場合
- 二 農作物の凍霜害防止等災害による被害を防止するために燃焼させる場合
- 三 空気取入口及び煙突の先端以外に燃焼設備内と外気が接することなく燃焼させることができ、かつ、燃焼に必要な量の空気の通風が行われる燃焼設備で燃焼させる場合

第三章 地球温暖化の防止

(事業所の範囲)

第七十三条 条例第百条第一項の規則で定める事業所は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第六条第三項に規定する第一種エネルギー管理指定工場とする。ただし、国及び地方公共団体の設置するものを除く。

(温室効果ガス削減計画書)

第七十四条 条例第百条第一項の規定による温室効果ガス削減計画書は、次に掲げるところにより作成し、第一種エネルギー管理指定工場に指定された日から起算して一年以内に、別記様式第二十三号によって提出するものとする。

- 一 次に掲げる事項について記載するものであること。

イ 事業の概要

ロ 計画期間

ハ 計画の基本的な方向

ニ 温室効果ガスの排出状況

ホ 温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標

ヘ 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標並びに具体的な取組

ト 温室効果ガス削減計画の推進並びに実施状況の点検及び評価に関する方法

- 二 計画の対象期間は、特定事業者が適切と認める複数年の年次計画として定めること。

2 計画期間が満了したとき、又は計画の内容を大幅に変更する必要が生じたときは、計画の改定を行うとともに、速やかに改定後の温室効果ガス削減計画書を知事に提出するものとする。

(公表の方法)

第七十五条 条例第百条第二項の規則で定める方法は、インターネットの利用、年次報告書等の書面への掲載その他の特定事業者が適切と認める方法とする。

第四章 雑則

(受理書)

第七十六条 知事は、条例第八条第一項、第九条第一項、第十条第一項、第二十五条、第二十七条、第四十五条第一項、第四十六条第一項又は第四十七条第一項の届出を受理したときは、別記様式第二十四号による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

(立入検査の身分証明書)

第七十七条 条例第百四条第二項の身分を示す証明書の様式は、別記様式第二十五号のとおりにする。

(計画書等の提出部数)

第七十八条 第十一条第一項、第二十五条第一項、第四十条及び第五十二条に定めるもののほか、条例及びこの規則の規定により知事に提出する報告書、届出書、計画書、申請書その他の書類の提出部数は、正本にその写し一通を添えてしなければならない。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条、第五十八条及び第六十七条から第七十一条までの規定 平成十六年四月一日

二 第二十八条から第三十三条まで、第五十三条から第五十七条まで、第五十九条、第六十条及び第七十三条から第七十五条まで並びに次項の規定 平成十六年十月一日

(経過措置)

2 平成十六年十月一日現在においてその事業所が第一種エネルギー管理指定工場に指定されている特定事業者については、第七十四条第一項中「第一種エネルギー管理指定工場に指定された日から起算して一年以内」とあるのは、「平成十七年九月三十日まで」と読み替えるものとする。

3 この規則による改正前の広島県公害防止条例施行規則の様式により作成された届出書その他の用紙は、改正後の広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の様式により作成された届出書その他の用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

(広島県行政組織規則の一部改正)

4 広島県行政組織規則(昭和三十九年広島県規則第十八号)の一部を次のように改正する。
第九条第三項環境創造総室の部環境政策室の項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 広島県生活環境の保全等に関する条例(平成十五年広島県条例第三十五号)に関すること。(地球温暖化の防止に係るものに限る。)

第九条第三項環境創造総室の部環境対策室の項第二号中「公害防止協定」を「環境保全協定」に改め、同項第十二号を次のように改める。

十二 広島県生活環境の保全等に関する条例に関すること。(環境政策室、循環型社会推進室及び産業廃棄物対策室の所掌に属するものを除く。)

第九条第三項廃棄物対策総室の部循環型社会推進室の項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 広島県生活環境の保全等に関する条例に関すること。(資源の循環的な利用、廃棄物の減量化の促進並びに環境教育及び環境学習の推進に係るものに限る。)

第九条第三項廃棄物対策総室の部産業廃棄物対策室の項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 広島県生活環境の保全等に関する条例に關すること。（廃棄物の適正処理の推進に係るものに限る。）

第二十六条第一項厚生環境局の部環境管理課の項第七号、同条第二項厚生環境局の部環境管理課の項第七号、同条第三項厚生環境局の部環境管理課の項第七号、同条第四項厚生環境局の部環境管理課の項第七号、同条第五項厚生環境局の部環境管理課の項第七号及び同条第七項厚生環境局の部環境管理課の項第七号中「広島県公害防止条例」を「広島県生活環境の保全等に関する条例」に改める。

（広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部改正）

5 広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二十九号を次のように改める。

二十九 広島県生活環境の保全等に関する条例（平成十五年広島県条例第三十五号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

- (1) 第八条第一項、第九条第一項、第十条第一項、第十三条（第二十三条第一項において準用する場合を含む。）、第十四条第三項（第二十三条第一項において準用する場合を含む。）、第二十六条、第二十七条、第三十条並びに第三十一条第三項の規定による届出の受理
 - (2) 第十一条及び第二十八条の規定による計画の変更及び廃止の命令
 - (3) 第十二条第二項及び第二十九条第二項の規定による実施の制限期間の短縮
 - (4) 第十六条及び第三十三条の規定による施設の改善命令及び使用の一時停止命令
 - (5) 第二十二条の規定による基準適合命令及び施設の使用の一時停止命令
 - (6) 第六十一条第一項の規定による違反行為の停止その他必要な措置の勧告
 - (7) 第六十一条第二項の規定による違反行為の停止その他必要な措置の命令
 - (8) 第八十条第一項の規定による登録の申請の受付
 - (9) 第八十二条の規定による変更の届出の受付
 - (10) 第一百三十三条の規定による勧告（二以上の地域事務所の所管区域にわたる広域的な見地から処理する必要がある公害事案に係るものを除く。）
- (11) 第一百四条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査